

新しい市民社会づくりのための  
**いばらき協働基本指針・計画**



平成18年（2006年）7月

茨木市

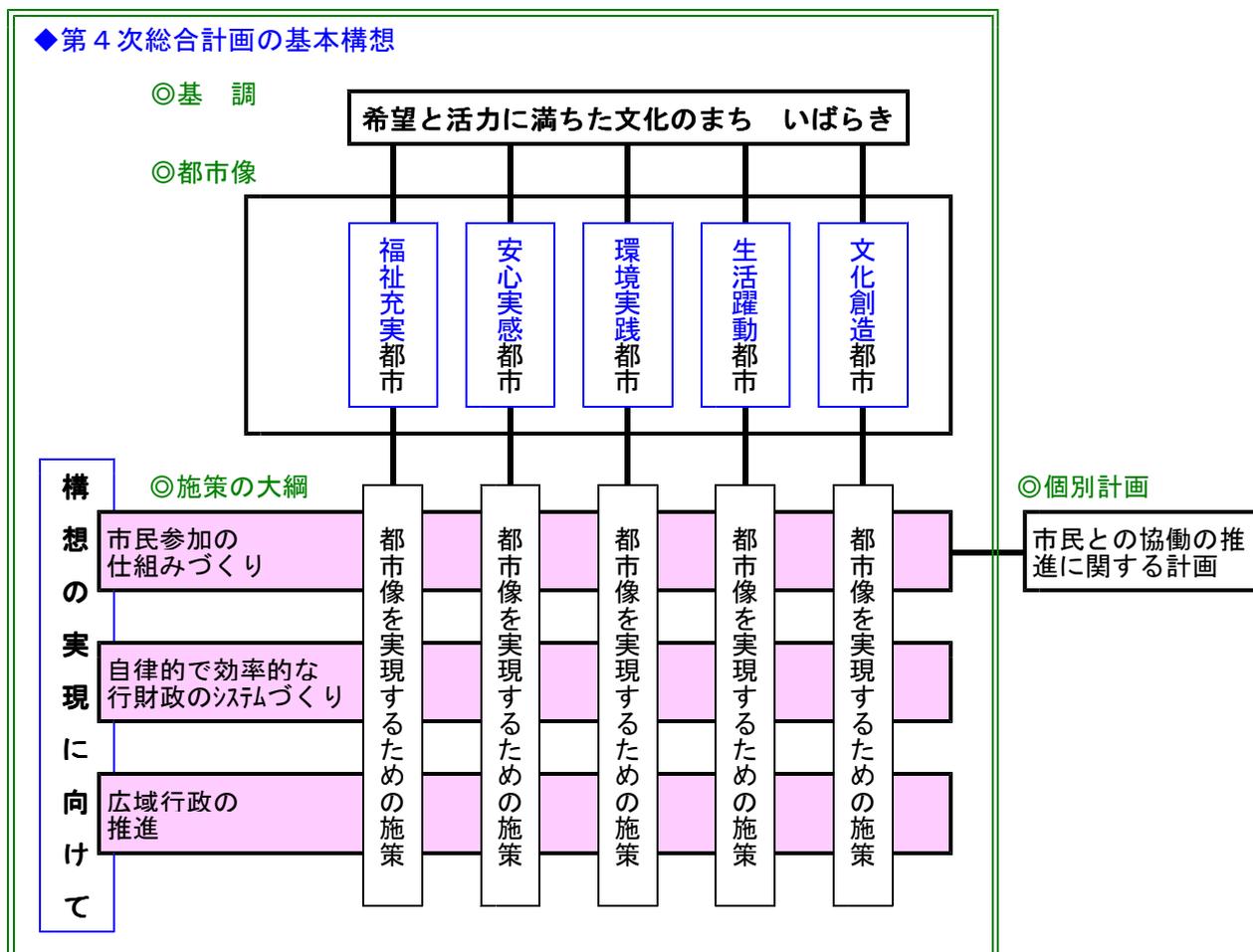
はじめに -新しい市民社会づくりをめざして-	1
<b>I 指針策定にあたって</b>	3
1 指針で対象とする市民活動	3
2 協働とは	4
<b>II 指針策定の目的</b>	5
1 協働を進めることでめざす社会	5
2 指針策定の趣旨	5
3 本市の現状と課題	6
<b>III 協働の意義と原則</b>	7
1 協働が必要とされる背景	7
2 協働を進める意義	8
3 期待される効果	10
4 協働を進める際の原則	11
<b>IV 協働推進のための基本計画</b>	12
1 協働施策の推進体制	12
2 市民活動に関する理解促進と情報提供	13
3 ネットワークづくりの支援	14
4 市民活動を支える活動拠点の整備	15
5 補助金制度の創設	16
6 市民活動団体に対する事業委託の推進	17
<b>V 協働事業を進めるにあたって</b>	18
1 協働の相手方	18
2 協働事業の形態	18
3 協働を進めるために	19
4 協働事業のプロセス	21
<b>VI 市民活動と行政の協働事業の例</b>	23

これまで、社会や地域におけるサービスの多くを行政が担っていたため、「公共的なサービスの領域は行政が対応するもの」といった意識が市民にも行政にもありました。地方分権、自治体財政の悪化、少子高齢化、産業空洞化が進み、また環境問題の深刻さも増している現代社会においては、市民の生活や価値観も多様化し、公共的なサービスを行政のみで対応するのは難しくなっています。

その一方で、多くの市民が様々な分野で培った能力を生かして、幅広い社会貢献活動に取り組むようになってきました。本市においては、茨木市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、福祉分野でのボランティアが活躍しています。自治会や老人クラブ等においても、地域活動が活発に行われています。こうした活動以外にも、ボランティアやNPO<sup>\*1</sup>は、保健・医療、子どもの健全育成、まちづくり、環境保全など様々な分野で活躍しており、その活動の活発化とともに、市民の期待も高まっています。

こうしたことを背景に、「第4次茨木市総合計画」では「市民と行政の協働のまちづくり」のために市民活動（ボランティア・NPO活動）を推進することをめざしています。さらに、「茨木市市民公益活動推進懇話会」「茨木市環境基本計画」「茨木市地域福祉計画」「茨木市中心市街地活性化基本計画」などでも、市民と行政の協働の仕組みづくりのための提言がなされています。

そこで、今までの取り組みを踏まえ、本市においてさらなる協働推進体制が必要との観点から、庁内における協働意識の醸成を図るため、平成17年6月に「庁内検討会プロジェクトチーム」を結成し、この「協働基本指針・計画」の策定をめざして検討しました。



策定にあたっては、協働推進のための基本的な考え方などを全庁的な共通認識としていくための指針と、本市がめざす協働の展開方向を示す基本計画の両者が必要ですが、この両者は相互に密接に関連することから、当面は「協働基本指針・計画」として、一体のものとして作成することとしました。

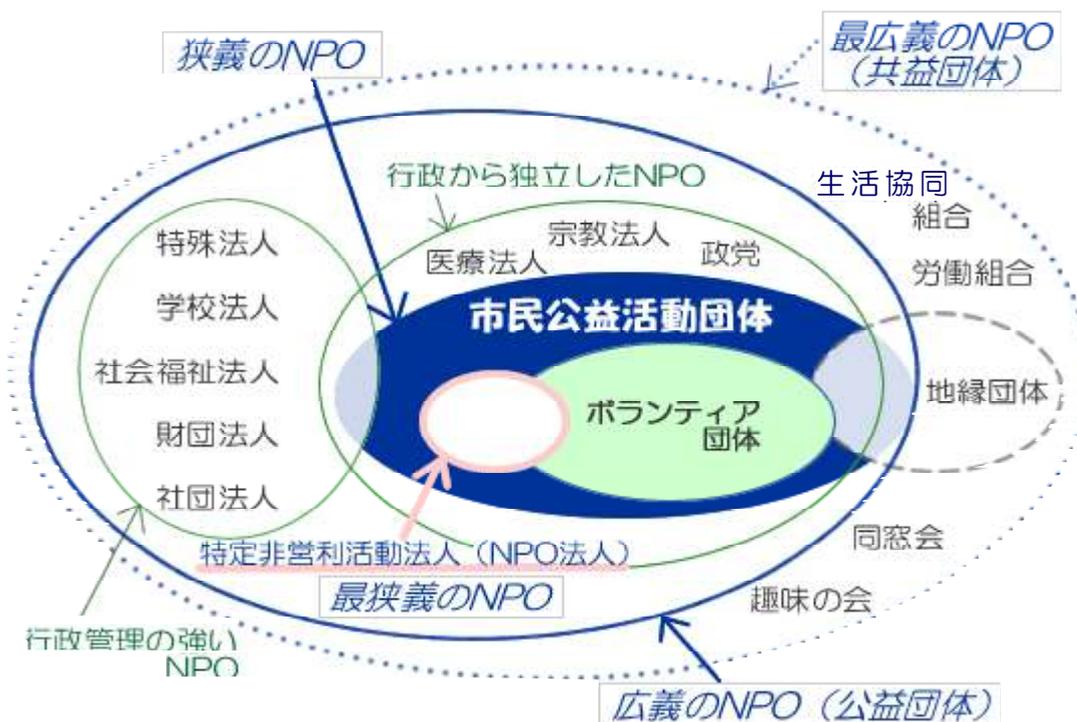
なお、この「いばらき協働基本指針・計画」（以下「本指針」という。）は、協働の実施状況や評価、社会情勢等を見ながら、必要に応じて市民公益活動推進庁内検討会や市民が参画する第三者機関等が見直していくものとします。

**\*1 NPOとは、（Not-for-profit OrganizationもしくはNonprofit Organization）**

民間の非営利組織のことで、営利を目的としない団体の総称。通常「民間非営利組織」「民間非営利団体」と呼ばれています。

一般に「NPO」という場合、具体的に指す団体の範囲は、図1のように必ずしも一定ではありません。本指針では、図1の「**狭義のNPO**」が示す範囲を指すものとします。

図1 NPOの範囲



- ・最広義のNPO : 「生活協同組合」や「労働組合」など共益的な活動を行う団体も含む。
- ・広義のNPO : 行政管理色の強い財団法人や社団法人など公益法人なども含めた、公益的な活動を行う団体。
- ・狭義のNPO : 特に市民が主体となった公益的な活動を行う団体。
- ・最狭義のNPO : 特定非営利活動法人(通称:NPO法人)。

(大阪ボランティア協会のホームページから)

## I 指針策定の背景

### 1 指針で対象とする市民活動

本指針が対象とする市民活動は、「市民<sup>\*2</sup>、有志が主体的に行う公益活動<sup>\*3</sup>」とします。  
例えば、以下のような活動です。

ボランティア活動	市民が個人または有志が集まって取り組む公益活動
エリア型市民活動 (コミュニティ活動)	自治会、老人クラブ、子ども会など、一定の地域を拠点とした住民による組織が取り組む公益活動
テーマ型市民活動	特定非営利活動法人(NPO法人 <sup>*4</sup> )、中間法人など市民主体の団体が取り組む公益活動
その他の活動	生涯学習や趣味のサークルが、培った知識・技能を生かして取り組む公益活動

※宗教活動や政治活動を主な目的とする活動または選挙に関する活動(候補者を含む特定の公職者や政党を推薦、支持、あるいはこれらに反対することを目的とする団体)を除きます。

※上記の分類を例として挙げましたが、市民活動は多様であり必ずしも明確に区分されるものではありません。

なお、本指針で「市民活動団体との協働」という場合、基本的には組織間の協働について述べていますが、必ず団体でなければならぬわけではなく、場合によっては組織化されていない個人の活動が対象となることもあります。また、団体・企業などが社会的責任の達成や社会貢献活動に取り組む場合も、施策によっては市民活動の範疇でとらえるべきこともあるでしょう。その意味では、団体の性格にとらわれず、活動の目的などから総合的に判断する必要があります。

#### \*2 市民とは、

ここでいう「市民」とは、茨木市の在住者だけでなく、在学、在勤など茨木市において活動するあらゆる人々を含みます。

#### \*3 公益活動とは、

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいいます。

#### \*4 NPO法人とは、

「NPO法人」は特定非営利活動促進法に基づいて法人格「特定非営利活動法人」を付与された団体のことであり、本指針で「NPO」という場合は、「NPO法人」を意味するものではありません。

## 2 協働とは

地方自治や行政の用語では、「協働」という言葉は「市民と行政が、協力して、公共的な課題に取り組むこと」という意味で使われています。

本指針の協働とは、

**「市民活動団体や行政など異なる組織が、共通の目的を達成するため、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、課題の解決に向けて連携・協力すること」と**します。

相互の対等性を確保し、協働によって何を解決していくのか、どのような公共サービスを提供していくかという、協働の目的を明確化したうえで実施していくことが重要であります。

ここにおける「協働」とは、行政の業務の一部を単に経費削減などのために市民活動団体や企業に肩代わりさせるものではありません。また、「協働」は、個人あるいは一つの組織だけではできないような地域の様々な悩みや課題を解決するために行います。

市民活動と行政は、同じ公共的な分野で非営利の活動やサービスを行う場合があります。それぞれのよい面をお互いに生かして協力しあうことで、よりよい社会が築かれていくことをめざすものです。

市民活動と行政が担う領域を図示すると、図2のようになります。

図2 市民活動と行政の協働の領域

市民の領域	市民活動と行政が協働する領域		行政の領域
<b>A 市民</b> が自発的・主体的に活動する領域	<b>B 市民主導</b> の活動で行政の協力が必要となる領域	<b>C 市民と行政</b> が連携・協力して事業を開する領域	<b>D 行政主導</b> の活動で市民の参加を求める領域
			<b>E 行政</b> の責任と主体性によって行う領域

(出典：山岡義典『NPO基礎講座』より作成)

市民活動団体の中には、高い公共性を持っているものも多く、行政と活動領域が重なり合うものもあります(上図の太線内の領域)。これが市民活動団体と行政が目標を共有し、協働を行いやすい領域といえます。

それぞれの特性を生かして協働するためには、お互いの役割をしっかりと把握し、協働の形態にあわせた双方の関わり方を整理し、考えていく必要があります。

協働の領域にあてはまる事業としては、市民活動団体の専門性や先駆性、柔軟性、個別性、機動性などが生かせる事業であることが要件となります。

なお、協働の形態については、「施策企画立案への参画」「共催」「実行委員会・協議会」「事業協力」「補助金」「委託」等があります。

## II 指針策定の目的

### 1 協働を進めることでめざす社会

行政と市民活動団体との協働が進むと市民活動の担う領域・事業が広がり、市民活動がより活発になるでしょう。また、考え方や手法の異なる両者が協働することで、両者の役割分担もより明らかになり、双方に新たな気づきも生まれます。

こうして市民活動が展開されることで、これまで大きく行政が担ってきた公共課題の解決に、市民が自治的に参画する社会づくりが進みます。それは、市民に対して社会参加の場を広げるとともに、市民の視点に立って市民ニーズに応じたよりよい公共サービスが提供されることを意味します。

このような社会をめざして、行政と市民活動団体の協働推進に向けた施策を総合的・体系的に展開することが必要です。

### 2 指針策定の趣旨

市民活動団体との協働を進めるには、市民活動団体の実態や協働の意味とその必要性を行政が理解し、市民活動団体も行政を理解する「相互理解」が全市的に共通認識として持たれる必要があります。また、協働のルールや促進策が示されれば、市民活動団体にとっては、市民活動推進策の方向や、市政への参画の指標が得られ、安心して行政と協働を進めることにも役立つでしょう。

そこで、以下の3点のために、本指針を策定します。

#### (指針の趣旨)

- 1 市民活動団体との協働を推進するための基本的な考え方を示す。
- 2 市民活動団体との協働を実現するにあたって、守るべきルールを示す。
- 3 市民活動団体との協働を推進するための促進策を示す。

## 2 本市の現状と課題

これまでの本市の市民活動団体との協働は、地域自治組織や福祉系のボランティア活動など、活動が一定期間定着し成果が明らかな団体や、施策目標に基づいて設立に市が関わったような団体が中心であることから、自発的に生まれたNPO等の活動とは、あまりなされてきませんでした。

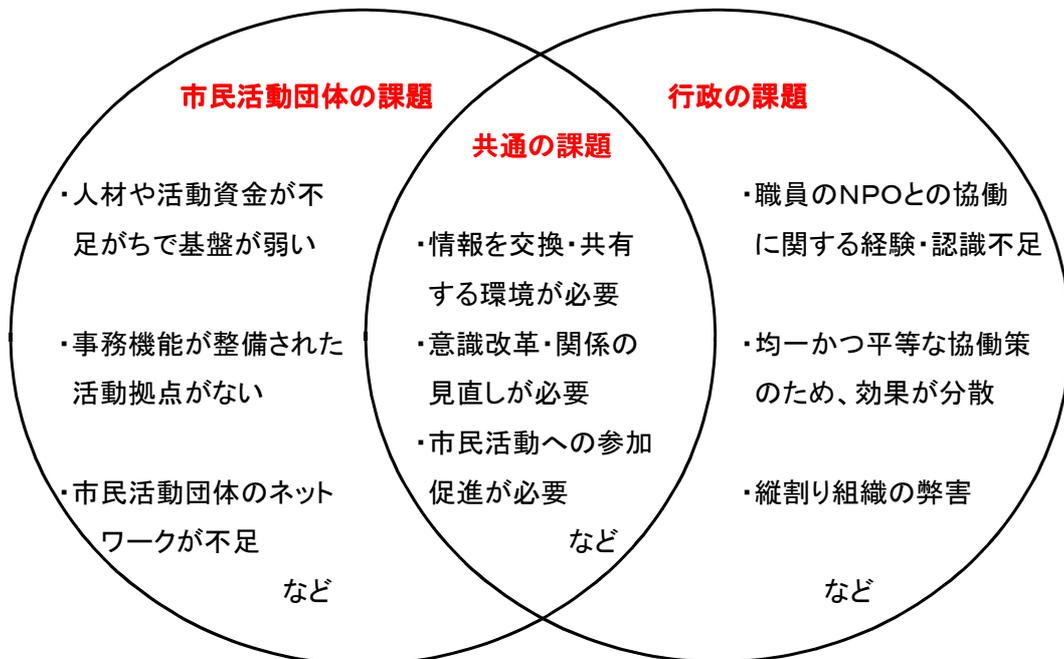
また、協働策が各団体に対して均一かつ平等であることが一般的であり、結果的に薄く広くなされることで効果が分散されるという傾向があります。さらに、行政の縦割り組織に応じた分野別での協働が中心であるため、複数分野にわたる市民活動とは協働が難しいのが現状です。

一方、市内各地域で活発な市民活動が展開されている中で、人材や活動資金の不足、事務機能が整備された活動拠点がないなどの問題、情報の受発信を一元的に行う場や相互に交流する場の不足から、情報交換や協力関係が構築できず、住民自治組織と新たに自発的に生まれたNPOとの連携がとれていないなどの問題がありました。

こうした問題の背景に、市民活動と行政に共通する課題があります。それは、大きく分類すると次のとおりです。

- ① 市民活動団体と行政との情報交換・共有が必要である。
- ② 行政及び市民活動団体の意識改革、関係の見直しが必要である。
- ③ 自治意識の広がり、市民活動への参加促進が必要である。

### ◆市民活動団体と行政の協働を進める上での課題



協働を推進するための基本施策は、こうした課題を踏まえて策定しています。

### Ⅲ 協働の意義と原則

#### 1 協働が必要とされる背景

協働への取り組みが必要となっている背景には、次の5つが考えられます。

- (1) 地域問題の多様化・複合化
- (2) 新しい市民参加スタイルの確立
- (3) 市民自治意識の発展・拡大
- (4) 限られた財源の有効活用
- (5) 市民社会の成長

##### (1) 地域問題の多様化・複合化

高齢者や障害者の介護、子育て、環境保全など地域に発生する問題が多様化・複合化しつつあり、市民と行政が協力して取り組むことが必要となっています。

##### (2) 新しい市民参加スタイルの確立

市民ニーズが多様化し、市民活動の分野が広がっています。また、有償で市民活動に取り組むケースや、有給スタッフを抱えて安定的に事業運営を行う市民活動団体も現れています。

##### (3) 市民自治意識の発展・拡大

分権社会において「自助・共助・公助」という原則のもと、個人や家族・地域・行政のそれぞれが「協働」し、市民の自治意識の発展・拡大が求められています。

##### (4) 限られた財源の有効活用

厳しい行財政事情から、行政サービスの低下が避けられない状況にあることから、「協働」による主体的な市民サービスの活性化が求められています。

##### (5) 市民社会の成長

地域や社会が抱える問題を市民がみずからの課題とし、自らの手で解決しようという機運の盛り上がりにより、コミュニティの構築が進められており、市民が「協働」をキーワードに、社会的な諸課題を解決する重要な担い手となりつつあります。

## 2 協働を進める意義

市民活動を推進し、行政との協働を進めることの「意義」は、次の3つの意味があると考えられます。

- (1) 市民の自治力を向上できる
- (2) 市民活動の機能性、効率性、専門性などを生かせる
- (3) 市民の社会参加促進を通じて社会的自己実現の機会を拡大できる

### (1) 市民の自治力を向上できる

市民活動の推進は、市民の自治意識を高め、現に自治的に社会問題の解決を進められる実践を通じて、図3・4のように「市民の自治力」を向上する意味があります。

図3 従来の行政・市民・市民活動団体の関係

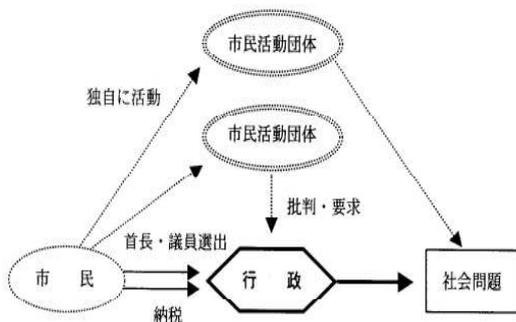
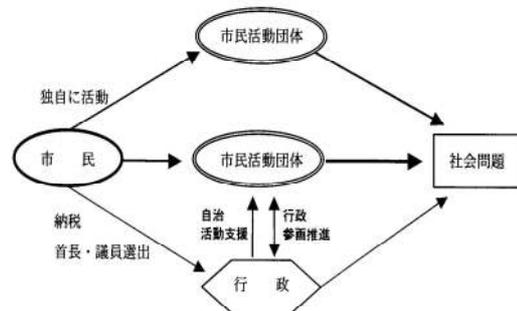


図4 市民活動団体と行政の連携・協働が進んだ状況



(『NPOと行政の協働の手引き』大阪ボランティア協会p46, 47から)

### (2) 市民活動の機能性、効率性、専門性などを生かせる

#### ① 個々に応じた対応の容易さ、温かさ、柔軟性

自発的に取り組む活動なので“心のこもった”“温かい”サービスや状況に応じた柔軟な対応が容易にできます。

#### ② 効率の良さ

それぞれが本当にに関心あることに主体的に取り組むため、活動資金などの様々な活動資源を最大限、有効に活用しようとする志向が強くなります。

#### ③ 創造性・先駆性・開拓性

法令や制度でつくられたのではない自由な活動なので、創造的・先駆的・開拓的な活動を展開していくことも容易です。

④ 機動性

「私がやりましょう」「私が手伝いましょう」と自発的に行動を起こすので、目の前の課題にすぐに対処できます。

⑤ 専門性

課題の現場と密接した視点で事業運営がなされるため、現場ならではの視点で専門的に活動に取り組みます。また、行政と異なり基本的に幅広い業務間の異動がなく、課題への取り組みが継続されるので、高い専門性を有する傾向にあります。

⑥ 多彩さ

市民活動全体としては、極めて多彩な取り組みが展開されることとなります。

**(3) 市民の社会参加促進を通じて社会的自己実現の機会を拡大できる**

市民活動に参加する人たちは、それぞれが培ってきた経験や技能を生かし、またそれぞれの個性的な方法で社会問題を解決する役割を担うための体験が得られます。

ただし、その特徴を生み出す源泉である「自発性」という特性のゆえに、その継続的・発展的な運営が難しくなりやすい面があります。そこで、市民活動に取り組む人たちが社会の中で孤立し、孤軍奮闘の状態に追い込まれないための仕組みづくりに、行政が関わることも必要です。

### 3 期待される効果

以上のような意義は、市民、市民活動団体、地域社会、行政にとっては、次のような効果が期待できます。

#### (1) 市民にとっての効果

市民活動団体と行政とが協働して事業を実施したり、市民活動団体の活動が活性化することにより、公共サービスの幅が広がったり、選択肢が増えたりします。つまり、市民活動団体が公益を担うことにより、ニーズに合った公共サービスを受けることができるようになります。

また、市民活動団体との協働や市民活動活性化のための積極的な情報公開などにより市政が開かれ、市民の市への関心が高まり、市がより身近なものとなります。さらに、社会での活躍の場や雇用の機会が拡大し、生きがい、やりがいのある場を得ることができます。

#### (2) 市民活動団体にとっての効果

市民活動団体の活動の場が拡大するとともに、地域課題や社会問題に対する市民の関心がより一層高まり、市民活動団体の設立や活動への参加が促進されることが期待されます。

また、市民活動団体が活性化し、その活動に対する社会的な認知が進むことで、市民活動団体はマネジメントの質を高め、安定した取り組みができるようになります。

#### (3) 地域社会にとっての効果

市民がその経験や知識を生かすことにより、地域コミュニティ活動を活性化することができます。そして、市民・コミュニティ・行政のそれぞれの活動主体が責任を持って解決に取り組むことにより、住みよいまちづくりができるようになります。

また、コミュニティをベースにした公益活動でサービス等の対価を得る活動が活発化すれば、「ベンチャー事業的コミュニティ活動」（事業収益で継続的な市民活動が運営される市民事業）により、新たな地域の経済活動も展開されるかもしれません。

#### (4) 行政にとっての効果

今まで主として行政が担うと認識されていた「公益」を、柔軟性、先駆性などを持つ市民活動団体と共に担うことで、これまでの行政の仕事のあり方や庁内体制を見直すことにつながり、職員の意識改革や行政のスリム化などが期待されます。

また、新たな市民ニーズをよりの確に捉え、市民活動団体と共に対応することで、地域の資源（情報、人材、資金、物資）を、より効果的に生かすことができます。

## 4 協働を進める際の原則

協働を進める「意義」が損なわれないよう、支援や協働にあたって、次の6つの「原則」のもとで展開することが必要です。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 対等の原則     | (2) 公開の原則          |
| (3) 自主性尊重の原則  | (4) 相互理解と相乗効果の原則   |
| (5) 市民活動尊重の原則 | (6) 「安上がり」策とならない原則 |

### (1) 対等の原則（市民活動団体と行政が対等な立場に立つ）

「もう一つの公共活動の担い手」であることを認め、上下ではなく横の関係にあることを互いに認識することが重要です。

### (2) 公開の原則（協働にあたり市民活動団体と行政の関係を公開する）

両者の基本的な事項に関する情報が公開され市民に共有されるとともに、一定の要件を満たせば誰もが協働関係に参入できるなどの仕組みを整備することが必要です。

### (3) 自主性尊重の原則（市民活動の自主性尊重を基本におく）

市民活動の長所を生かすには、市民活動団体が自立して事業を展開できることが必要です。また、こうした草の根から生まれた市民活動の目線に立って支援・協働策を進めていくことが必要です。

### (4) 相互理解と相乗効果の原則（相互の特性を理解し、相乗効果を生み出す）

行政と市民活動相互の特性を十分認識し尊重し、また協働事業の目標やスケジュールを共有して、事業を進める以上の効果を生み出すよう努めることが必要です。

### (5) 市民活動尊重の原則（市民が創造した公共サービスは、行政より優先させる）

市民活動団体が活躍する公共的活動分野では、行政が進出することで「官業による民業圧迫」などの事態に陥らないよう、配慮が必要です。

### (6) 「安上がり」策とならない原則（協働が質的な低下を伴わないよう配慮する）

必要な経費負担がなされないままに責任だけ委譲された場合、かえって公共活動の安定的な提供ができないということもあるため、質的な低下とならない配慮が必要です。

## IV 協働推進のための基本計画

### 1 協働施策の推進体制

#### (1) 行政内の推進体制の整備

市民活動には行政のいろいろな担当課にまたがる多様な活動内容があります。

そのため、

- ① 庁内各部局は、所轄する分野に関わる市民活動内容を把握し対応することをめざします。
- ② 全体像を把握する部局は、各部局がもつ情報の全体像を把握し、推進体制の整備をめざします。
- ③ 庁内の協働推進状況一覧などを作成・公開します。

#### (2) 政策立案段階からの協働の促進

新規施策の立案・実施にあたっては、市民・行政・市民活動団体が協議できる仕組みや場づくりをめざします。

#### (3) 市民活動団体との協働に関する双方の評価の実施

協働のパートナーとなる市担当部局と市民活動団体の双方が、それぞれの協働事業の経過や成果について評価し合い、相互の結果をよりよい協働事業に生かします。

#### (4) 職員研修の推進

市職員研修など協働推進に向けた体制を整備します。市民活動団体との協働施策を進める行政職員に対する研修の充実は、極めて重要な課題ととらえ、他市の先進事例を学んだり、行政と市民活動双方の視点のある人による研修を実施します。

#### (5) 第三者機関の設置

協働事業の審査・評価は、より良い協働のあり方を見極め、事業の目的が達成されたかどうかや、より効率的なサービスが提供できたかなどを評価するとともに、事業実施の経験を蓄積し、次の施策に反映させ、市民生活の向上をめざし市民の信頼にこたえていくために行います。そのための機関として、第三者機関を設置し、公平で客観的な評価を行えるようにします。

また、この第三者機関は、協働推進のための仕組みやルールを検討する役割を持つようにします。

## 2 市民活動に関する理解促進と情報提供

### (1) 市民活動を広く知ってもらうための情報提供

市民活動に関する理解を広げるために、市民活動自体を解説するパンフレットの作成や市のホームページ等で市民活動についての記事・情報を提供します。市民活動についての情報が多くの人の目に触れたり、市民が関心あるときにすぐに情報を得られる環境をつくり、市民活動に関する理解を広げます。

### (2) 市民を対象とする啓発講座の実施

市民を対象に、市民活動を理解したり、市民活動に参加して社会をつくっていく主体となるきっかけを得られたりするような、啓発講座を行います。

### (3) 市民活動団体を対象とする研修・交流事業の実施

市民活動団体のスタッフが、団体運営の知識や企画力、IT活用力を身につけたり、他団体と交流して組織運営や事業展開のヒントを得たり共通課題を考えたり、他団体とともに参考事例を見学したりするような、研修・交流事業などを行います。

### 3 ネットワークづくりの支援

#### (1) 多様な市民活動間の連携・協力システムの構築

市民活動は、課題の解決のために孤軍奮闘する状態におちいってしまうと、疲れ果て、「燃え尽き症候群」状態になってしまう場合も少なくありません。そこで、市民活動に取り組む人たちが社会の中で孤立しないよう、市民活動に関わる人々の間でのネットワーク作りを支援します。このようなネットワークは、事業運営のヒントを得たり、市民活動に共通する課題を考えたりするためにも必要です。

#### (2) セクターを越えたネットワークづくり

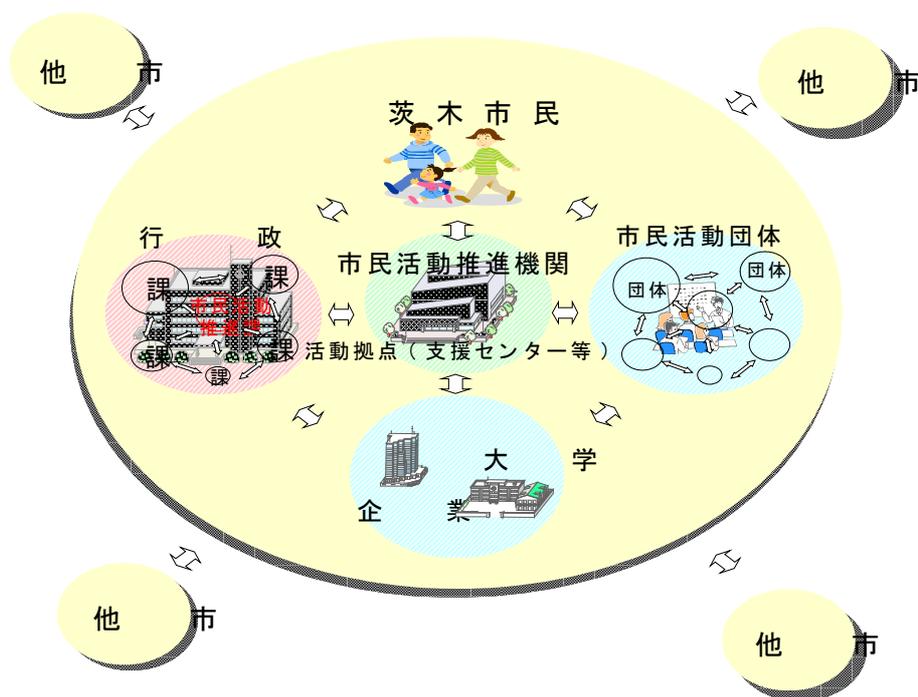
市民活動間のネットワークだけではなく、行政セクターとの連携はもちろん、高等教育機関を含む各教育機関、企業などとの連携強化も重要な課題です。セクターを越えたネットワークによって、各セクターの弱みを補い合ったり、多面的な課題解決をはかることができます。

#### (3) 分野・市域を越えたネットワークづくり

市民活動が多様な分野で展開されていることや、地域を越えて活動できる市民活動も多いこと、社会の課題も行政区画を越えて起こっているものも少なくないことから、分野横断型のネットワークづくりや茨木市域を越えた近隣の市民活動団体とのネットワークづくりも必要です。

以上(1)(2)(3)のネットワークづくりをイメージにまとめると、図5のとおりとなります。

図5 茨木市におけるネットワークづくりの概念図



#### (4) インターネットを活用したネットワークづくりの支援

安価で広く普及しているインターネットの活用は、市民活動のネットワークづくりに大きく貢献します。そこで、ネットワークづくりに役立つよう、インターネット上での市民活動に関する情報のやりとりや、市民活動の情報公開などのための活用を進めます。

### 4 市民活動を支える活動拠点の整備

#### (1) 茨木市の公共施設の利用条件などの整備

茨木市の公共施設使用料は、近隣自治体に比べて比較的安価に設定されており、さらにそれぞれの建物の設置目的に合致する団体や合致する使用目的での利用に対して減免制度があります。また、施設によってはコピー、輪転機などの備品を登録団体が利用できる場合もあります。

市民活動団体が利用できる、こうした施設・備品の利用環境や利用条件を把握して公開し、利用しやすい環境を整えます。

#### (2) 市民活動を推進するための「市民活動推進機関」の設置

市民活動を推進するためには、市民活動に参加したいと考えている人たちや市民活動の支援・協力を得たい人・団体、現に市民活動に取り組んでいる人・団体が、活動について気軽に相談できたり、活動に関係のある情報を得たり、必要なことや関心のあることを学べたり、活動しやすい環境を提供したりしてくれる専門機関「市民活動推進機関」の設置が必要です。

「市民活動推進機関」は、一般に情報の収集・提供機能や人材育成機能、相談・助言機能、コーディネート機能、インキュベーション機能、ネットワーク支援機能、評価機能、調査研究機能などをもちますが、本市における市民活動推進機関の具体的なあり方は、本市で活動する市民活動団体などとの意見交換・議論の上で検討し、設置をめざします。

## 5 補助金制度の創設

市民活動活性化のための「(仮称)市民活動推進補助金」制度の創設をめざします。この補助金制度は、

- ① 多額の初期費用が発生する(事業の)立ち上げ期を支援することで、市民活動の自立的な発展を促進する効果が期待できます。また、
- ② 継続して事業を行ってきた市民活動団体が取り組む新たな事業や複数の団体が協働して行う事業を対象に補助を行うことによって、市民活動の拡充・発展を促します。

「(仮称)市民活動推進補助金」は、市民自らが社会問題の解決に取り組もうという活動を側面的に支援し、「市民の自治力」の向上をめざすものです。

### (1) 審査基準の設定と審査機関(認定評価機関)の設置

補助金交付の審査基準としては、社会的公益性(事業の実施で公益向上が見込めるか)、自立性(資金確保のための自己努力の有無)、共感性(市民的共感が得られるか)、先駆性などがあります。このような審査基準をどう設定し審査機関をどう設置するかを、検討していきます。

審査機関としては、公募市民・学識経験者・行政職員で構成され市民活動団体のメンバーもオブザーバーなどの形で参加できるような、任期のある審査機関の設置を検討します。

### (2) 決定経過と決定内容の公開

どんな団体のどんな事業にどれだけの補助金が交付されたかの情報開示を行います。一方、補助金が交付されなかったり減額されたりした団体に対しては、具体的な審査理由の詳細を知らせるようにします。審査の公平性も示せませし、明瞭で分かりやすい情報があれば、もっと活動は広がっていくからです。市民に対して、市が直接公益活動をするだけでなく、市民活動への補助を通して公益活動を推進していることを知ってもらうためにも、情報開示は重要な意味を持ちます。

### (3) 実績報告会の開催

実施後は、市民活動団体同士の経験交流やネットワーク拡大を支援するためにも、補助金交付団体の実績報告会を行います。

### (4) 補助金の財源

安定した補助ができるよう、基金の創設など、より適切な財源確保対策を検討します。

## 6 市民活動団体に対する事業委託の推進

行政による公共サービスの提供を市民活動団体に委ねる「事業委託」は、市民と行政の協働形態の一つとして、推進していきます。

市民活動団体への公共サービスの委託によって、市民の自治力を向上したり、市民活動団体の機能性、効率性、専門性などを生かしたり、行政の代替機能を市民活動団体に蓄積したり、地域経済の発展を促進したりすることができます。

そこで、ときには状況に応じて、市民活動団体を優先的な委託先とすることも必要です。

### (1) 市民活動団体などへ委託する事業の検討を市民参加で行う場や機会の設定

委託事業の選定にあたっては、すべてを行政だけで検討するのではなく、市民自治の理念にのっとり、市民・市民活動団体からの施策提案を受けとめて市民参加型で決定していく場や機会を持ちます。

こうした「場」や「機会」は、新たな協働プログラムが生まれてくる基盤ともなります。

### (2) 市民活動団体の「受託力」を高めるコンサルティングなどの整備

事業委託では、委託元に代わって、委託元と同様以上の事業を進めなければならない、補助事業に比べ、数段、高いレベルの事業遂行能力が求められます。そのために「市民活動推進機関」などによるコンサルティングなども整備し、事業遂行能力を高めるサポートをします。

### (3) 委託先選定のための、公正で透明性の高い「委託システム」の開発

市民活動団体に限って事業委託先を選定する場合は、可能な限り委託先を公募し、できるだけ公開のコンペ形式で、課題解決のための多様な企画が提案され、優れたものが選定される仕組み（企画提案公募型委託）を整備します。

### (4) 双方で事業委託を検討するための情報の整備

また、市民活動団体に委託可能な事業をリストアップするなど、委託事業に関する情報公開の方法を整備します。事業受託を希望する市民活動団体の登録制度などで、委託可能な市民公益活動団体の状況を把握できる仕組みづくりも検討します。

### (5) 市民活動団体の弱い資本力をカバーする仕組み

発展途上の団体も少なくない市民活動団体が、事業委託を受けやすくする工夫や配慮として、市民活動団体優先契約の条件を検討し、審査委員会を介して、市民活動団体に対象をしばった公募選考をするなどの取り組みを実施します。

また、資本力の弱い市民活動団体の場合、事業完了前に一定の経費を支払わなければ、事業の遂行が困難な場合もあるでしょう。このため、委託料の前金払い（概算払い）などの方法を検討します。契約保証金の免除も必要な場合があるでしょう。その一方で別途、事業の履行保証の仕組みづくりを整備していきます。

## V. 協働事業を進めるにあたって

以上、協働の促進にあたっての基本的な考え方やルールを解説し、具体的な協働促進のための施策の方向をまとめました。

最後に、実際に庁内各部門において市民活動団体との協働にあたる際の手順や方法を解説します。

### 1 協働の相手方

市民活動団体と行政との協働を積極的に進めるためには、行政がはじめから限定するのではなく、協働における相手方の範囲をできるだけ広く捉える必要があります。

協働の相手方の範囲は、活動内容の公益性から判断されるべきであって、組織の公益性から判断されるべきではありません。

この基本指針においては、3章で挙げた「対象とする市民活動」の担い手が、具体的な協働の相手方となります。特に、従来接点の少なかったNPO法人、ボランティア団体との協働は、積極的に進める必要があるでしょう。

### 2 協働事業の形態

協働事業を実施する場合、事業の成果が最大限に得られるような形態を選択することが大切です。市民活動団体と行政との協働の形態は、例えば次の6つのようなものがあります。

ただし、協働事業を推進する中で、新しい基準や協働のあり方を創造することも必要です。

- |                |          |
|----------------|----------|
| (1) 施策企画立案への参画 | (2) 共催   |
| (3) 実行委員会・協議会  | (4) 事業協力 |
| (5) 補助金        | (6) 委託   |

#### (1) 施策・企画立案への参画

公共政策の新たな立案や見直し、また、新しい社会課題に対応するための事業の企画を市民活動団体と行政がともに関わって進める形態です。市民活動が企画して行政に参加を呼びかける場合や、行政が事業計画や施策を検討する際に市民活動団体から提案を受けたり審議会・検討会等への参画を求め意見を聞いたりする場合、また、双方が課題などを持ち寄って始まる場合があります。

## (2) 共 催

双方の知恵と役割を持ちより、市民活動団体と行政が共に事業主体となって、共同で短期間の取り組みを行う形態です。

## (3) 実行委員会・協議会

市民活動団体と行政とで構成された「実行委員会」や「協議会」等が事業主体となって取り組みを行う形態です。

## (4) 事業協力

市民活動団体と行政との間で、それぞれの特性を生かし、一定期間、継続的な関係のもとで協力して取り組みを行うもので、一般的には、取り組みの目的、役割分担、責任分担、経費分担、有効期限などの項目を取り決めた協定書を締結して事業を実施する形態です。

## (5) 補助金

行政が市民活動団体の自立促進などのため、公益性の高い事業等を育成・助長するよう要綱等に基づいて、補助金などの資金提供を行う形態です。

## (6) 委 託

市民活動団体の持つ先駆性・専門性・柔軟性などの特性を活用し、より効果的な取り組みを進めるため、行政が市民活動団体に業務委託して事業を行う形態です。

## 3 協働を進めるために

協働を進める際の原則については1-1で解説しましたが、さらに具体的な行動指標としてまとめました。協働にあたる際には、以下のような点に注意してください。

### (1) 対等の関係で話し合いの場につこう

#### ① 話し合いの場を持ちましょう

協働する市民活動団体と行政は、お互いに対等な立場を保ち、パートナーであるとの認識をしっかりと持ち、市民活動団体が行政の下請けとならないよう、また、行政も一方的に市民活動団体の言いなりにならないようにしましょう。市民活動団体と行政が信頼関係を築くためには、合意までの経過が重要です。積極的に話し合いの場を持ちましょう。

#### ② 市民の思いを結びつけましょう

課題解決のアイデアはいつ生まれるか分かりません。多くのアイデアを受け止める体制を整備しましょう。そして、その実現をめざし同じ思いの人を結びつけましょう。

## (2) お互いを認め、尊重しよう

### ① 良いパートナーとなりましょう

協働する市民活動団体と行政は、互いの特性や立場を理解しあい、信頼関係で結ばれていることが重要です。市民活動団体の活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていくことを行政が理解し、その主体性を尊重することで、市民活動団体は特性を生かした柔軟な取り組みが可能となります。

### ② 情報を公開しましょう

お互いに、どんな目的をもっているのか、どんな事業を行っているのか、どんな仕組みなのかなどの情報を公開することが重要です。行政の情報は、市民との共有財産であることを認識し、個人情報保護に配慮しながら、積極的に公開しましょう。そして、興味を持ってお互いを知る努力をしましょう。

また、協働事業の一連のプロセスを公開し、透明性を高めることが、その後の市民参加にもつながり、協働についての社会的な理解を深めます。

## (3) 役割分担を決め、責任を持とう

### ① 効率的・効果的な役割分担を決めましょう

協働する市民活動団体と行政は、各々の役割分担を明確にすることが重要です。今まで行政が抱えていた公共サービスを誰が担うことが効率的で効果的なのか、もう一度見直しを進めましょう。それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容を明らかにしましょう。協働によってプラスの効果がないのであれば協働の必要はありません。

### ② 責任を持って役割を成し遂げましょう

話し合いで決められた役割によって、決定権限は増えますが、それに伴い責任が生じることを忘れないようにしましょう。取り組みが円滑に進むためには、責任の所在をはっきりさせることが重要です。協働の当事者が途中で投げ出すようなことがあれば、行政からも市民からも信頼を失うことにもなりますので、責任を持って最後まで成し遂げましょう。

## (4) 共通の目標の実現に向け協力しよう

### ① 目標を共有しましょう

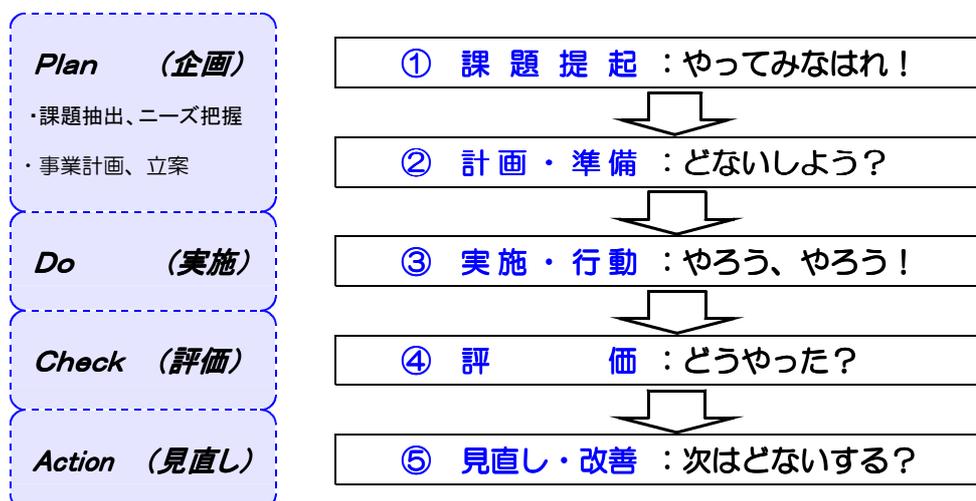
協働する市民活動団体と行政は、積極的に話し合いの場を持ち、協働により達成しようとする目的や目標を共有しましょう。両者の利害や担当者が代わるなどによって、目的や目標が時間とともに変わってしまうことがあります。めざすゴールが一緒なのか、目標から目を離さないよう確認しましょう。

### ② 実現しましょう

協働の推進は、全市的な取り組みであり、経験の有無にとらわれず、意識の変革に努め、協働の感覚を互いに磨きましょう。そして決まったことは、実現しましょう。

## 4 協働事業のプロセス

協働の進め方は、事業の目的や選択した形態、役割分担によって、実際にはさまざまに変わります。全プロセスを経ることが望ましいのですが、事業の性格に合わせ、可能な部分から取り入れます。



### ① 課題提起

早い段階で課題や目的などについて話し合い、共通の認識に立って事業を進めます。

協働による事業を進める場合は、行政からの提案で市民活動団体に連携を求める場合、市民活動団体からの提案で行政に連携を求める場合、市民同士や市民活動団体と行政が協議して事業を検討する場合などがあります。

いずれにしても、協働を企画する初期段階で、課題やめざすべき目標を、お互いの話し合いを通して共有化することが協働の第一段階となります。

また、お互いの長所を生かすことで期待される効果や役割分担についても話し合い、明らかにしておくことが、事業をスムーズに進める上で大切です。

### ② 計画・準備

事業内容を具体的に協議するとともに、協働の検討をします。

目的や期待する効果を踏まえ、具体的な事業の内容を協議・調整します。どのような段取りで準備を進め誰が何をするのか、どんな方法で事業を行うかを計画として取りまとめます。

### ③ 実施・行動

**中間段階での検証を行い、適宜改善しながら事業を進めます。**

実際に事業を進める段階です。実施途中に中間的な検証を行い、話し合いながら、必要に応じて計画の変更や改善を行います。

### ④ 評価

**実施結果を評価し、効果や課題を検証します。**

事業実施後は、必ず評価を行うことが重要です。評価は市民活動団体と行政の双方が自己評価し、場合によっては第三者機関の評価を受けることも必要です。さらに、評価結果を公表することも重要です。

### ⑤ 見直し・改善

**評価結果の検証を踏まえ、新たな段階へと展開していきます。**

評価結果に基づき、事業を見直し、再設計します（事業の廃止を含みます）。より良い公共サービスの実現が図れるよう、評価結果に基づき、随時必要な見直しを行います。

## VI. 市民活動と行政の協働事業の例

茨木市では、平成18年1月26日から3月17日にかけて、「市民活動と行政の協働事業を考えよう！」をテーマに、5回連続のワークショップを実施しました。茨木市の市民活動と行政の協働が推進されるにあたり、具体的な協働事業としてどのような事業を行うことができるかを、公募市民37人と市職員16人がグループに分かれて検討し、9つの協働事業の案を考案いたしました。

協働事業の例として次のページで紹介します。



協働という新しい取り組みは、まだ始まったばかりです。これから多くの協働事業を通して経験を積み重ねる中で、本指針の検証をしていきます。

また、協働の範囲は広く、市の業務の多くの部署で取り入れることが可能であり、各部署で持つ他のプランと関連してくることが予想されますが、本指針においては触れることができませんでした。今後、さまざまな検証を行って、連携を図りながら、この指針を成長させていきます。

## 協働事業案①

# 地域福祉委員会活性化モデル事業（地域福祉人材バンク事業）

### 事業の目的

地域で福祉を必要としている人の「ちょっとした困りごと」が解決されることと、自分のできるちょっとしたことで「役に立ちたい」と思っている人が実際に行動できるようにする。

### 協働の当事者

地域住民、福祉委員会、民生委員会、自治会、地域のNPO、社会福祉施設、市社会福祉協議会、市福祉総務課

### 協働の手法

事業補助

## <事業の概要>

地域の「困りごと」と「役に立ちたい」ニーズを見つけ出し、2つのニーズを「つなぐ」事務局の機能を整備する。

まず、市社会福祉協議会にモデル事業担当部署を整備し、地域福祉資源の洗い出しを行ってモデル事業を行う校区福祉委員会を選定する。同時に、「地域福祉人材バンク」を組織して事務局機能を発揮する「〇〇地域福祉オペレーションセンター」を担いたいNPO等を公募する。同センターには、市福祉総務課及び市社会福祉協議会が呼びかけて、福祉委員会・民生委員会・自治会・社会福祉施設などにも参画してもらう。

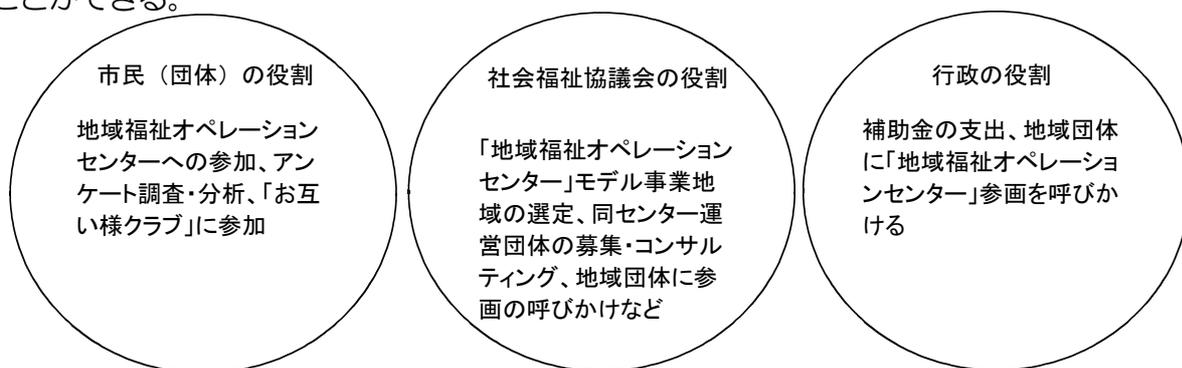
次に、地域ニーズを捉えるためのアンケート調査及びワークショップを行い、地域における「ギャップ」と「テイク」を把握し分析する。行動計画もつくり、「〇〇校区地域福祉行動計画（アクションプラン）」として位置づける。

アンケート結果から出てきたニーズに基づいて「〇〇校区お互い様クラブ（仮称）」をつくり、同クラブのなかで、「してほしいこと」「できること」をつないで、地域サービスを開発する。

成果と課題は、報告書を兼ねた「活動の手引き」にまとめる。全体化するためのシンポジウムなども行い、2年間のモデル事業の成果を踏まえて、恒常化をはかる。

## <協働で行う意味>

行政サービスや既存のサービスでは解決しにくい、ちょっとした困りごとに対応できる。また、地域でサービス展開することでニーズを「発見」することができる。「必要な制度が必要なときに必要な人に届かない」という状況に対して、一律の対応を余儀なくされる行政の隙間を埋めることができる。



（提案グループ：地域福祉グループ）

## 地域コミュニティの構築事業

### 事業の目的

自治会等の地域の活動にあまり接点のなかった人や、近年転居してきたため地域になじみにくかった人に地域の連帯感を感じてもらい、地域コミュニティにより参画してもらう。

### 協働の当事者

地域住民、自治会、市市民活動推進課

### 協働の手法

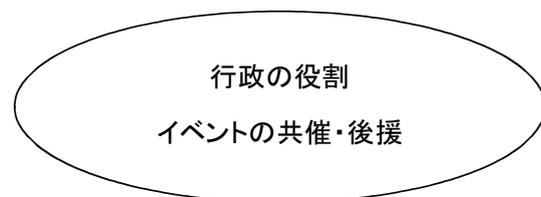
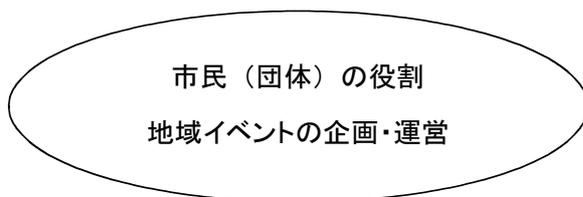
共催、後援

### <事業の概要>

現在、各地区で行われている自治会行事、イベントなどは、多くの住民の努力で成り立っているが、ともすれば一定のメンバーに負担が偏っている。これまで地域の活動にあまり接点のなかった人が参加しやすいよう、市の共催や後援などもつけて、イベントの公開性を強調する。新しい層の当日参加者に加えて、企画段階から参加する「イベントスタッフ」のような募集も行えば、より深く関わる人も増えやすい。

### <協働で行う意味>

行政の共催・後援によって、イベントの公開性や規模の大きさが従来よりも強調されやすい。将来的に規模の大きいイベントなどで費用負担を行政がもつ部分が出てくれば、会計の透明性が高まる利点もある。



（提案グループ：地域コミュニティグループ）

協働事業案③

# 高齢者にやさしいまちづくり事業（ローズ大学事業）

<p><b>事業の目的</b></p> <p>高齢者が長年にわたって培った豊かな経験や知識、技術、特技等を生かす機会をつくるとともに、介護・障害者支援・子育て支援などの支援者を増やす。</p>	<p><b>協働の当事者</b></p> <p>高齢者、大学・高等学校などの教育機関、市生涯学習部門</p>
	<p><b>協働の手法</b></p> <p>市が事務局を担う</p>

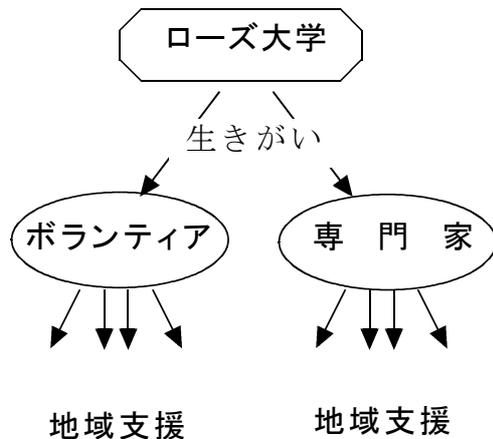
<事業の概要>

市内にある梅花女子大学、追手門学院大学、高等学校などと連携して、行政が事務局を担って、高齢者にやさしいまちづくりの担い手となる高齢者のための大学「ローズ大学（仮称）」をつくる。

「ローズ大学（仮称）」は、高齢者が知識や経験を生かして、グループで事業を創設したり、生きがいづくりと就労を結びつけた活動をしたりできるような人材養成を行う。その際、余暇活動として無償で地域に貢献する「ボランティアコース」と、より専門的な知識や経験を生かすための「専門家コース」

を設け、異なる立場での地域支援活動ができるようにする。高齢者問題に対する関心は高齢者の間で高く、介護保険の対象外となるニーズのような制度の枠外の問題への関心を持ってもらい、どう満たしていくかを考えてもらう機会にもなる。

経費は、一定程度は受講者負担とする。



<協働で行う意味>

事務局を行政が担うことで、教育機関の協力が得やすく、かつ、市民へのPRがしやすくなる。また、各コース終了後、地域支援活動につながるための情報も得やすい。



（提案グループ：高齢者支援グループ）

# 視覚障害者のための情報提供サービス事業

## 事業の目的

行政からの情報は、封書やハガキ、インターネットによるものが多く、視覚障害者に情報が届きにくい。そこで、情報が個々のニーズにあった方法で、迅速・的確に届くようにする。災害時などのネットワーク整備にもつなげる。

## 協働の当事者

NPO、市障害福祉課、市各課

## 協働の手法

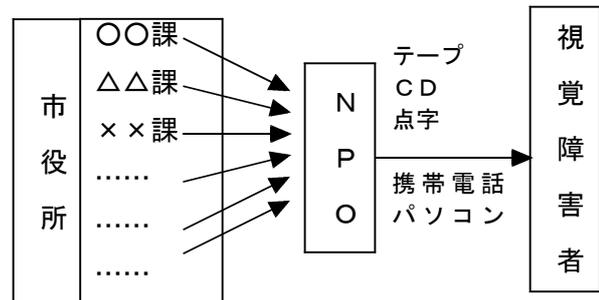
事業委託

## <事業の概要>

茨木市の各課より発送される通知文や案内文などの手紙やハガキを、視覚障害のある人それぞれにもっとも適した媒体で発信する。

視覚障害があると言っても、情報を得やすい方法は人それぞれで、点字が読めない人もいれば、音訳テープがいい人、Eメールをパソコンの点訳システムで読むのが一番

便利な人など、さまざまである。そこで、それぞれの人にあった媒体をNPOが判断して選び、点訳など必要な加工も行って、視覚障害のある人に情報を届ける。市からの事業委託として、個人情報保護も確実にを行う。NPOと視覚障害者との継続的な関係は、災害時などの緊急時のネットワークとしても機能する。



## <協働で行う意味>

視覚障害のある人それぞれに適した情報提供の方法は、日常的に支援活動を行い個人々人を知っているNPOが熟知しているし、点訳などの専門技術もあり、NPOの強みが生かせる。また行政は、市民に伝えるべき情報を直接NPOに知らせることで、より迅速・的確な情報提供ができる。

### 市民（団体）の役割

市の情報を視覚障害者それぞれに適切な方法・媒体で伝える。緊急時の伝達も行う。

### 行政の役割

視覚障害者に届ける情報を、仲介するNPOに送る。緊急時の連絡も知らせる。事業をNPOに委託。

(提案グループ：障害者支援グループ)

## 子ども育成事業（食育デザイナークラブ事業）

### 事業の目的

子どもたちの食生活環境は悪化し、心身の成長にも影響している。地域の人々の力で、親と子が楽しく「食育」に親しみ、子どもたちが豊かな人間性をはぐくんで生きる力を身につけるようにする。

### 協働の当事者

野菜の生産者、食育に関心のある市民、市教育委員会、学校、農林課など

### 協働の手法

学校の協力、事業補助

### <事業の概要>

農林課の協力を得て、地産の旬の野菜を手に入れ、モデル校を募集して親子と地域の人と一緒に料理をする機会をつくる。楽しく食べるため、食育関係のゲームを楽しんで、年に4回くらい季節の旬を味わうイベントにする。

次年度は、「食育リーダー養成講座」を開催し、食育を広める人材を増やす。活動の場となる学校も増やして、校区単位で広めていく。

### <協働で行う意味>

地産の旬の野菜の説明や料理は生産者や料理好きな市民が、食育を伝えたりゲームをしたりするのは食育を学んだ市民が適切だが、地域の親子を広く巻き込むには学校の協力が大きな力をもつ。農林課の協力で野菜の生産者と消費者をつないだり、将来的には農業体験や棚田ボランティアの活動にも発展できたりするかもしれない。イベントや食育リーダー養成講座の費用の一部に補助金が活用できれば、参加費を抑えることができ、気軽に参加しやすい。

#### 市民（団体）の役割

食育イベントの企画・運営、食育リーダー養成講座の企画・運営

#### 行政の役割

学校を通じたPR、教室の提供、野菜の生産者と食育を進める市民との仲介、補助金支出

（提案グループ：食育デザイナーグループ）

# 外国人フレンドリーシップ事業

## 事業の目的

茨木市でくらす外国人が身近な生活情報を得たり、ちょっとした相談を手軽にできたりする環境をつくる。日本語を学ぶ外国人が他の外国人を支援できるような活動の場をつくる。

## 協働の当事者

日本語を学ぶ外国人、茨木市国際親善都市協会、市市民課、市民活動推進課

## 協働の手法

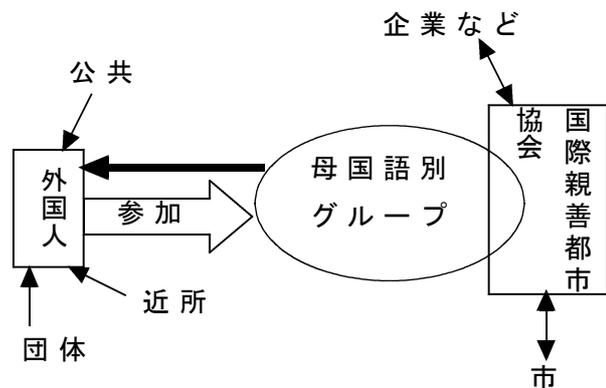
窓口でのPR協力、国際親善都市協会からの費用支出

## <事業の概要>

市が既存の「実用日本語学習会」を修了した外国人に呼びかけて、出身地・母国語別に「フレンドリーグループ」づくりを支援し、参加者に日本での基本的な日常生活や市役所での手続きなどの研修の機会を提供して、他の外国人を支援する活動の場をつくる。

新たに外国人として市に登録する人には、このグループを紹介して日常生活のサポートを得てもらう。

市では、各フレンドリーグループを横断的に集える連絡会のような場を設け、情報交換や意見交換を行う。茨木市国際親善都市協会が、グループの活動にかかる費用の負担をする。



## <協働で行う意味>

外国人の日常生活の支援を立場が近い外国籍の市民が行うことで、より親身なきめ細かい支援ができる。その支援活動を、市に登録に訪れた外国人に対して窓口で伝えることができれば、ニーズのある人にかなり広く知らせることができる。



(提案グループ：外国人への支援グループ)

## 茨木市アドプトガーデン事業

### 事業の目的

幼稚園や小・中学校、図書館、公民館などの市公共施設に草花が少ない。公共施設に花と緑を増やし、よりよい環境をつくって安全と安心感のある場とし、利用者にうるおいと癒しをもたらす。

### 協働の当事者

園芸・緑化関係の市民団体、園芸に関心のある市民、公共施設の利用者、各公共施設と担当課、市公園緑地課

### 協働の手法

施設提供、物品・資材の貸与・支給

### <事業の概要>

幼稚園、小・中学校、図書館、公民館、コミュニティセンター、老人福祉センター、ハートフル、健康増進センターなどの公共施設で、園芸・緑化関係の市民団体スタッフと施設職員、施設の利用者が協力して草花を育てる。市の「花と緑の街角づくり推進事業」の趣旨を市の公共施設に拡大するもの。

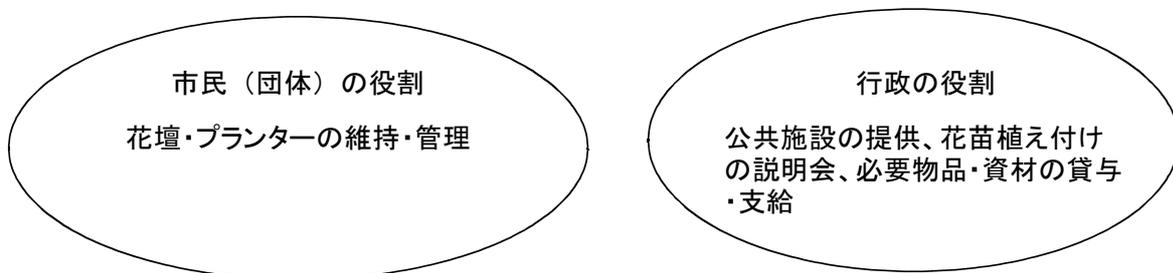
まず、対象となる施設の担当課が園芸・緑化関係の市民団体を公募し、公園緑地課とともに団体を選定して、団体がその施設の緑化の「養子縁組（＝アドプト）」をする協定を結ぶ。

プランターと土の貸与、花苗等の支給は各施設担当課が負担し、花苗植え付けの事前説明会は公園緑地課が担当する。

現在、市内で活動している園芸ボランティアに園芸サポーターの協力を仰いだり、新たな園芸サポーターボランティアを募ったりすることもできる。また、地域住民と施設のコミュニケーションの活性化も図れる。

### <協働で行う意味>

公共施設は活動の場所を提供して、必要な資材などは施設が負担し、実際の活動は市民主体で行うことができる。公共施設の環境改善にもなり、利用者も活動に参加する機会が得られる。



（提案グループ：環境美化グループ）

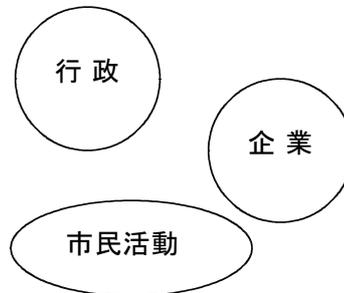
# 楽市楽座事業（安全・安心のまちづくり事業）

<p><b>事業の目的</b></p> <p>平常時から既存の各種団体の分野横断的な face to face のネットワークができ、災害や犯罪が起きたときにそのネットワークが生きて被害を最小限に食い止められるようになる。</p>	<p><b>協働の当事者</b></p> <p>各種団体、災害関係の市民団体、市総合防災課、市民活動推進課</p>
	<p><b>協働の手法</b></p> <p>情報提供、事業補助</p>

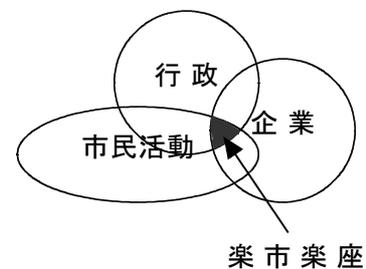
## ＜事業の概要＞

「防災イベント」を開催しても、参加者はいつも限られていて、防災・防犯意識はなかなか地域に根付かない。防災・防犯のためには、平常時から既存の各種団体が分野を超えてつながることが必要で、そのためにまず既存の市や市民団体が行うイベントを活用する。

＜既存のシステム＞



＜分野横断的ネットワークシステム＞



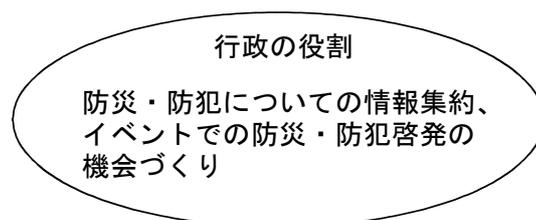
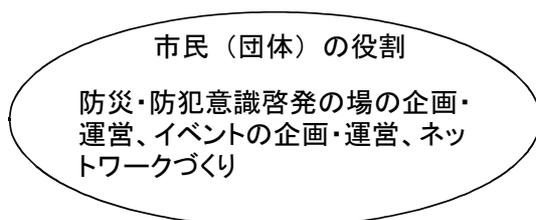
具体的には、各種のイベントに

災害関係の市民団体が参加して、行政が作成した防災ハザードマップを使ったオリエンテーリングや、危険箇所ポイントの説明などをイベントの中で行う。

こうしたイベントでの協力関係を通じて団体同士が知り合うとともに、「防災と言わない防災」「防犯と言わない防犯」をテーマに、「楽市楽座」と名づけたイベントを市の補助を受けて開催する。「楽市楽座」には災害関係以外の団体や企業にも参加してもらい、防災・防犯を楽しく学ぶ機会を持つほかに各団体の活動紹介などを行って、団体間のネットワークづくりを進める。

## ＜協働で行う意味＞

市がかかわるイベントは多く、災害関係の市民団体の協力で防災・防犯意識を高める機会を設けることができれば、いろいろな参加者への啓発になる。また、防災・防犯に関する情報は行政に多くあり、市民団体は市民に楽しく伝えることが得意なので、両者の強みを生かして防災・防犯意識を高めることができる。



（提案グループ：防災、防犯グループ）

## 茨木市民活動まつり事業

### 事業の目的

茨木市の市民活動のすそ野を広げて活性化  
する。市民活動のネットワークをつくる。ま  
た、イベントの企画・運営を市民が主体的に  
行うことによって、行政に依存しないで自立  
的に活動を展開する市民を増やす。

### 協働の当事者

市民、市民団体、市市民活動推進課

### 協働の手法

後援

### <事業の概要>

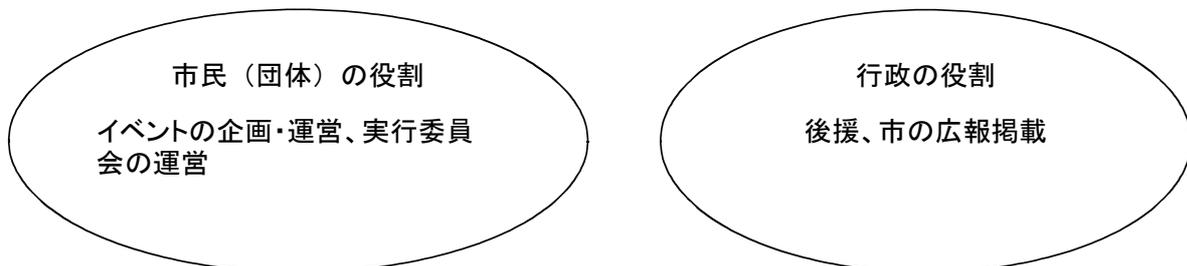
市民活動センター（仮称）の設置が具体化しており、オープン記念イベントがなされる。このイベントの企画・運営のプロセスを、市民主体で進める。

半年前に、市の広報やミニコミ誌などで実行委員会メンバーを募集。行政は後援をするのみで、イベントの企画・運営には参加しない。実行委員会の開催、イベントの中身の企画、企業スポンサー募集などによる資金確保から後片付けまで、すべて市民組織で運営する。

このプロセスを通じて、市民活動の情報の共有化やネットワークづくりが進み、市民活動センター（仮称）の市民運営につながるきっかけとなる。

### <協働で行う意味>

市民活動センター（仮称）の設置は市が行うことだが、運営も同様に市にゆだねる志向が広がると、本当に市民にとって使いやすいセンターとなることが難しくなる。オープンに際しての重要なイベントについては、市は後援の立場にとどまり、市民主体で開催することで、市民活動センター（仮称）の運営も市民主体で行う土壌ができる。



（提案グループ：市民活動を支える仕組みづくりグループ）

## いばらき協働基本指針・計画

平成18年（2006年）7月

編集・発行

市民生活部市民活動推進課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号

電話(072)620-1604 FAX(072)622-7202

E-mail cad@city.ibaraki.lg.jp

協力

社会福祉法人 大阪ボランティア協会

〒530-0035 大阪市北区同心一丁目5番27号

電話(06)6357-5741 FAX(06)6358-2892